

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號一第 卷三十三第

行發日一月七年六和昭

## 論叢

效用經濟と勢力經濟……………文學博士 高田 保馬  
 新地租の不公平と其匡正……………法學博士 神戶 正雄  
 稅率論……………經濟學博士 汐見 三郎

## 時論

稅制整理の目標……………法學博士 神戶 正雄

## 研究

收穫高と米價との關係……………經濟學士 八木芳之助  
 東海道濱松宿に關する一考察……………經濟學士 大山敷太郎  
 アルフレッドの工業立地理論に就て……………經濟學士 菊田 太郎  
 ・ウエーバーの工業立地理論に就て……………經濟學士 谷口 吉彦  
 米の生産地相場と消費地相場との相關々係……………經濟學士 谷口 吉彦

## 說苑

グラスの工業發達階段說……………經濟學士 堀江 保藏  
 費用概念考察の出發點……………經濟學士 熊本 吉郎  
 國勢調査てふ用語……………經濟學士 岡崎 文規

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 國勢調査てふ用語

岡崎文規

「國勢調査」と言ふ文字は、Census の譯語であつて、この文字に、特に振假名を附けて、「センサス」と讀ませてゐる例も決して少なくはない<sup>1)</sup>。しかし、これが我國の用語として、決定的に確定したのは、明治三十五年に、法律第四十九號を以て、國勢調査に關する法律が制定せられて以來の事であると言つて差支へないであらう。それ以前に於ては、種々なる用語が使用せられたのである。明治六年六月刊行の箕作氏譯「統計學」には「國勢略論」と言ふ別名が附けられてゐるが、これは「統計」と同一義に使用したものである事は明白であつて、センサスを意味するものではない。同年三月五日

1) 吳文聰、統計の調査法に就て、統計學雜誌、第一八五號(明治三十四年九月)二〇三頁、横山雅男、統計學雜誌、第二四九號(明治四十年一月)一頁

には、杉博士が建議書を上申し、明治四年に公布せられたる戸籍法に據る人口調査の不備缺陷を指摘し、所謂センサスの實施の必要を進言してゐるが、こゝでは

未だ國勢調査と言ふ文字は見當らないのであつて、「人口取調の法」と言つてゐる。明治七年十月、津田眞道氏譯「表紀提綱」には第三篇第三章人口表の項があるが、センサスの意味に「人口の大検査」と言ふ譯字を當てゐる。<sup>2)</sup> 明治十二年には、杉博士の建議に基き、政府は、所謂センサスを全國に實施するに先ち、標本的に、甲斐國に於て之を實査する事に決し、杉博士をしてこの事業に當らしめたのである。我國の一部分に於て實査せられたものに過ぎないが、兎も角、これが我國に於ける最初の科學的調査であつた。この調査の標名は「人口檢覈」としては如何と言ふ意見も出たが、結局「甲斐國現在人別調」と題して、明治十五年六月に刊行せられた。<sup>4)</sup> しかし、未だ國勢調査と言ふ文字は使用されなかつたのである。「人別調」と言ふ文字は決して新らしき用語ではないが、これに「現在」と言ふ文字を

冠してゐる所に、杉博士の細心なる注意を窺ふ可きである。蓋しこの人口調査は帳簿に據る人口調査に對して、眞のセンサスであるからである。

明治十九年八月には原敬氏が「佛國戸口調査」と言ふ文字を使用してゐる。<sup>5)</sup> この用語は、「人別調」と言ふ文字と共に、其の後も廣く使用せられ、臺灣に於ては、明治三十八年並に大正四年のセンサスを、「戸口調査」の名稱の下に實施したのである。次に明治二十二年二月には、Wappius, Einleitung in das Studium der Statistik が、吳文聰氏によつて、「統計學論」と題して譯出されてゐる。Völkzählung は、今日、普通、「國勢調査」と譯されてゐるが、氏は「民口調査」と言ふ譯字を當てゐる。<sup>6)</sup> 明治二十九年三月には、渡邊洪基氏外十八名が帝國議會にセンサス實施の請願書を提出したが、「民勢調査」と言ふ文字を使用してゐる。然るに、同月、議會に提出せられたる建議案には「國勢調査」と言ふ文字が使用せられたのである。尤も臼井喜之作氏は、明治二十六年に「國勢大調査」と言ふ文字を使用してゐるが、

2) 法規分類大全、第一編文書門、記錄志表、出版、杉享二建議(六年三月五日)の項參照

3) 表紀提綱、明治文化全集、第九卷、二一二頁以下參照

4) 岡松徑、甲斐國現在人別調記憶談、統計學雜誌、第二八七號(明治四十三年三月)六七頁

5) 統計集誌、第六〇號(明治十九年八月)參照

「國勢調査」と言ふ文字が一般に使用され初めたのは明治二十九年以後の事に屬する。大正九年に於ける第一回國勢調査に先じて、地方的に實施せるセンサスは、何れも「國勢調査」と相通する。→東京市勢調査（明治四十一年調）「神戸市勢調査」（明治四十一年調）「札幌區勢調査」（明治四十二年調）「佐渡郡勢調査」（明治四十二年調）「京都市勢調査」（明治四十四年調）と言ふ文字を使用したのであつた。しかし、明治三十五年に國勢調査に關する法律が制定せられる迄、尙ほ人別調査、民勢調査、人口調査、等の種々なる用語が、國勢調査と言ふ用語と共に、雜然として併用されたのである。然るに明治三十五年以後、これ等の用語は殆んど統一せられて、國勢調査と言ふ用語が専ら行はれる事となつた。

我國國勢調査施行令（大正七年九月二十六日勅令第三百五十八號、並に昭和四年十二月勅令第三百九十六號）により、調査事項を見れば、昭和五年には、住居室數に關する調査が附加せられたのであつたが、殆んど

### 國勢調査てふ用語

人口其者並に人口の内容（年齢、體性、配偶關係、職業等）の調査に限られてゐるのであるから、之を國勢調査と呼ぶ事は、穩當でないやうに思はれるし、既に國勢調査施行令の公布せられる以前に於ても、我國國勢調査の性質を問題となし、調査事項に關心を有する者は、國勢調査と言ふ用語が餘りに意味廣く、穩當でないと言ふ意見を洩してゐるのである。<sup>11)</sup>既に示せるが如く、從來、センサスに關して種々なる邦譯が行はれたに拘らず、何故に國勢調査と言ふ用語が法律上採用せられ、また一般に使用せられる事になつたのであらうか。これには理由がなければならぬと思ふ。

明治三十三年には、國勢調査施行に關する建議案が兩議院へ提出せられ、また明治三十五年には國勢調査に關する法律案が兩議院を通過し、同年十二月一日附を以つて國勢調査に關する法律が公布せられたのであるが、當時、専門家は別として、一般に、國勢調査は只だ單に人口を調査するに止まらず、更に國家經營上、社會萬般の事項を調査し、それによつて我國に於ける

6) 吳文聰氏譯、統計學論、下卷參照、尙ほこれは多少餘談に亘るが、Censusを Volkszählung と獨逸語で記す事も必ずしも適當ではない。何故ならば Census は、普通人口 (Bevölkerung) を調査するのであつて、國民 (Volk) を調査するものでないからである。これが適當な用語でない事については、Beukemann も指摘してゐる。Methode und Umfang der deutschen Volkszählungen in „Die Statistik in Deutschland“ S. 212.

國家の形勢を全般に亘つて展望し得るもの、やうに考へてゐたやうであるし。<sup>12)</sup> また明治三十六年十二月、國勢調査施行準備研究會に於ても、問題となつた調査事項は廣き範圍に亘つてゐて、(一)氏名、(二)男女別、(三)年齢、(四)出生地、(五)世帯主との關係、(六)身上の關係、(七)職業、(八)教育、(九)宗教、(一〇)身體及び精神の不具、(二)族籍の外に、(三)建物、(二)家畜、(四)耕地等にまで及んでゐたのであつて、<sup>13)</sup> この大計畫によれば、之を國勢調査と稱するも敢て不當ではなかつたであらう。然るに大正七年に公布せる國勢調査施行令によれば、調査事項の範圍は著しく縮少せられ、(一)氏名、(二)世帯に於ける地位、(三)男女の別、(四)出生の年月日、(五)配偶の關係、(六)職業及職業上の地位、(七)出生地、(八)民籍又は國籍等人口及び人口の内容のみに限られる事となつたが爲めに之を國勢調査と稱するのは、名實一致しない結果に立ち到つたのである。明治三十八年に實施す可き筈であつた第一回國勢調査が、種々なる障害によつて大正九

年まで延期せられたのであるが、一方には既に明治三十五年に制定せられたる國勢調査に關する法律が存在してゐたし、他方には、この久しき期間、國勢調査なる用語が一般に使用され來つた爲めに、この名稱が不當であるとは感ぜられながら、其のまゝ使用されてゐるのである。

- 7) 統計學雜誌、第八六號(明治二十六年六月)參照
- 8) 宮本基、統計學雜誌、第一六〇號(明治三十二年八月)參照
- 9) 村金俊穂、統計集誌、第二三三號(明治三十三年八月)參照
- 10) 田中太郎、統計集誌、第二〇〇號(明治三十一年二月)參照
- 11) 高橋二郎、國勢調査に關する管見、統計學雜誌、第二八五號(明治四十三年一月)二頁。坂谷法學博士、國勢調査に就て、統計學雜誌、第二九三號(明治四十三年九月)三〇五頁
- 12) 柳澤保惠、國勢調査と帝國議會、統計學雜誌、第二二九號(明治三十八年五月)一四二頁。明治三十五年二月十五日、衆議院議事速記録、第十九號參照
- 13) 日本統計資料、統計學雜誌、第二九六號(明治四十三年十二月)四四四頁